

令和7年2月4日
総務部総務課

世田谷区立駐車場条例の一部改正について

1 主旨

令和7年10月に施設使用料等を改定するため、令和7年区議会第1回定例会に世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行うとともに、規定の整備を図る。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月	令和7年区議会第一回定例会（条例改正案）
10月	料金改定

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立駐車場条例 平成15年3月13日条例第6号 (使用料)</p> <p>第8条 駐車場に自動車を駐車する者(以下「使用者」という。)は、退場の際に駐車場の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表第3に規定する範囲内において規則で定める。</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が自動車を駐車する場合に係る使用料は、1時間まで無料とする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき 全額</p> <p>(3) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(4) 世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する休日(総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。)を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間(以下「開庁時間」という。)において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20</p>	<p>○世田谷区立駐車場条例 平成15年3月13日条例第6号 (使用料)</p> <p>第8条 駐車場に自動車を駐車する者(以下「使用者」という。)は、退場の際に駐車場の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、別表第3に規定する範囲内において規則で定める。</p> <p><u>新設</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき 全額</p> <p>(3) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(4) 世田谷区の休日に関する条例(平成元年3月世田谷区条例第1号)第1条第1項に規定する休日(総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。)を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間(以下「開庁時間」という。)において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20</p>

改正後	改正前																		
<p>日42民児精発第58号) 第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(5) 開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき 1時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が1時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき 区長が相当と認めた額</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u></p>	<p>日42民児精発第58号) 第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき 全額</p> <p>(5) 開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき 1時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が1時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき 区長が相当と認めた額</p>																		
<p>別表第3 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>入場から退場までの時間 <u>8</u>分までごと</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>入場から退場までの時間 <u>10</u>分までごと</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	使用料の額	世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>8</u> 分までごと	100円	世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>10</u> 分までごと	100円	<p>別表第3 (第8条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td> <td>入場から退場までの時間 <u>10</u>分までごと</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td> <td>入場から退場までの時間 <u>15</u>分までごと</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	単位	使用料の額	世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>10</u> 分までごと	100円	世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>15</u> 分までごと	100円
名称	単位	使用料の額																	
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>8</u> 分までごと	100円																	
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>10</u> 分までごと	100円																	
名称	単位	使用料の額																	
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>10</u> 分までごと	100円																	
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間 <u>15</u> 分までごと	100円																	